

「山口県新型コロナウイルス感染症対策本部」

第19回本部員会議

日時：令和3年1月8日(金) 13:30～
場所：県庁4階 共用第1会議室

< 次 第 >

1 開会

2 議題

(1) 現在の発生状況及び本県の取組について

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言への対応について

(3) その他

3 閉会

<配布資料>

資料1 現在の発生状況について

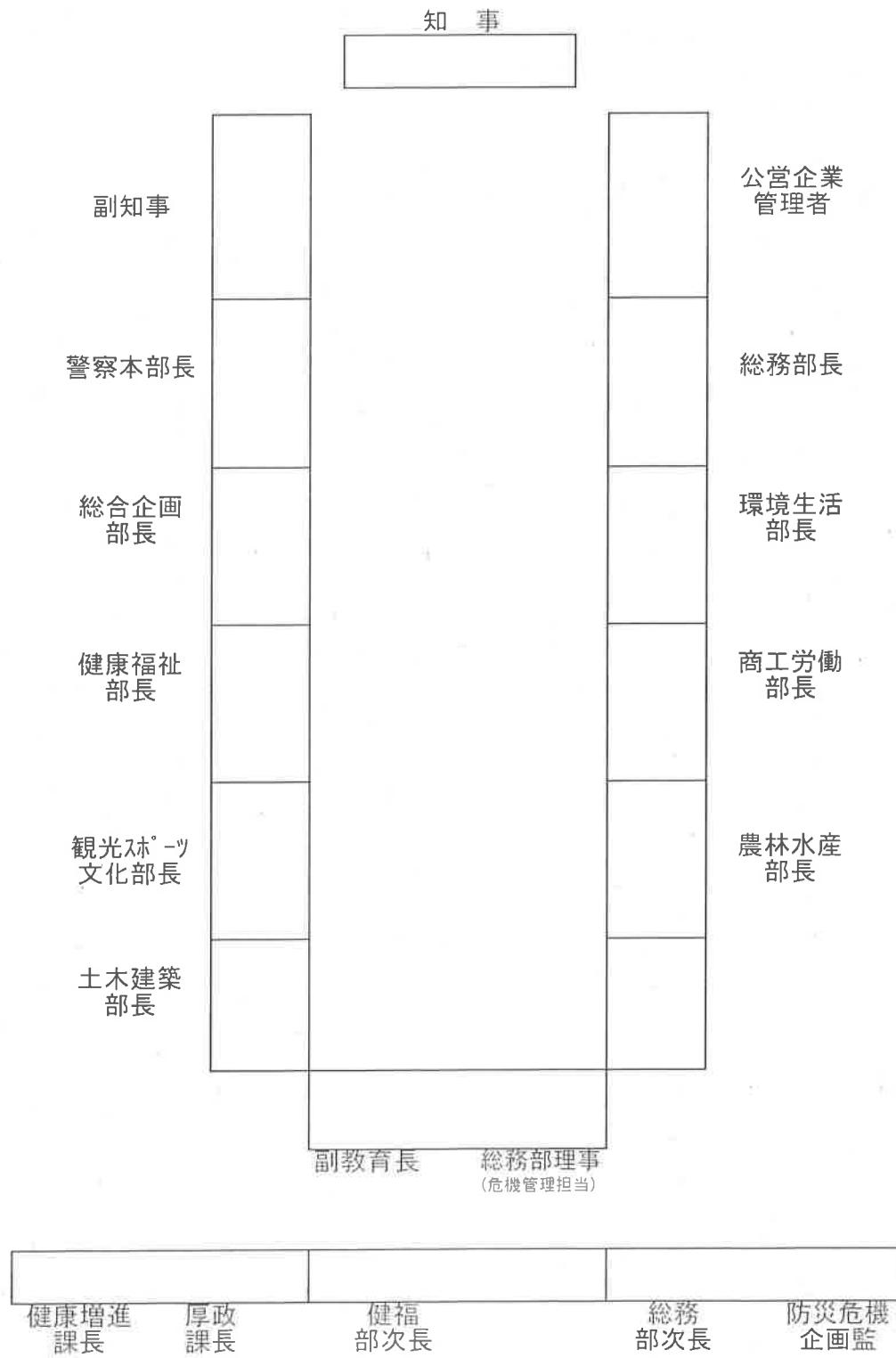
資料2 緊急事態宣言が発出されている区域における主な取組等

資料3 新型コロナウイルス感染症に係る対処方針について

資料4 県民の皆様・企業の皆様へのお願い

山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第19回本部員会議 配席図

日時：令和3年1月8日(金)13:30～
場所：県庁4階 共用第1会議室



山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第19回本部員会議

日時：令和3年1月8日(金)13:30～
場所：県庁4階 共用第1会議室

1 本部長 知事

2 副本部長 副知事

3 本部員

部局名	本部員
総務部	総務部長 総務部理事（危機管理担当）
総合企画部	総合企画部長
環境生活部	環境生活部長
健康福祉部	健康福祉部長
商工労働部	商工労働部長
観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部長
農林水産部	農林水産部長
土木建築部	土木建築部長
企業局	公営企業管理者
教育庁	副教育長
警察本部	警察本部長

現在の発生状況について

1 全世界及び日本国内の発生状況 ※厚生労働省公表数字

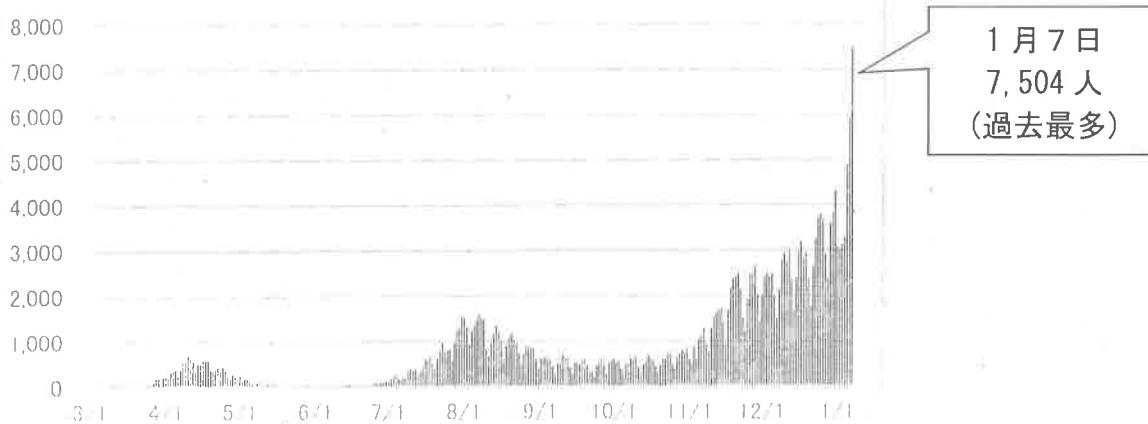
(1) 全世界 (1/7 15:00 現在) 【日本を除く】

患者数	死亡者数	※感染者の多い国 米国(21,299,340)、インド(10,395,278)、 ブラジル(7,873,830)、ロシア(3,274,615)
87,185,413	1,883,943	

(2) 日本国内 (1/7 0:00 現在) (人)

	P 実 施 人 檢 數 查	P 陽 性 者 檢 數 查	入 院 要 求 す る 治 療 者 を	(内 数) (重 症 者)	の療 養 解 除 は る 者	死 亡 者 数	確 認 中
① 国内発生 (③除く)	4,787,679	256,412	43,423	(796)	208,621	3,790	1,068
② 空港検疫	416,785	1,966	150	(0)	1,815	1	0
③ チャーター機	829	15	0	(0)	15	0	0
合 計	5,205,293	258,393	43,573	(796)	210,451	3,791	1,068

全国の新規感染者の推移



【参考】1都3県の感染状況

	直近1週間累積陽性者数	対人口 10万人
東京都	8,613人(平均 1,230人/日)	61.87(レベルIV相当)
神奈川県	3,519人(平均 503人/日)	38.26(レベルIV相当)
埼玉県	2,101人(平均 300人/日)	28.59(レベルIV相当)
千葉県	2,072人(平均 296人/日)	33.10(レベルIV相当)

2 本県の状況 (1/7 15:00 時点)

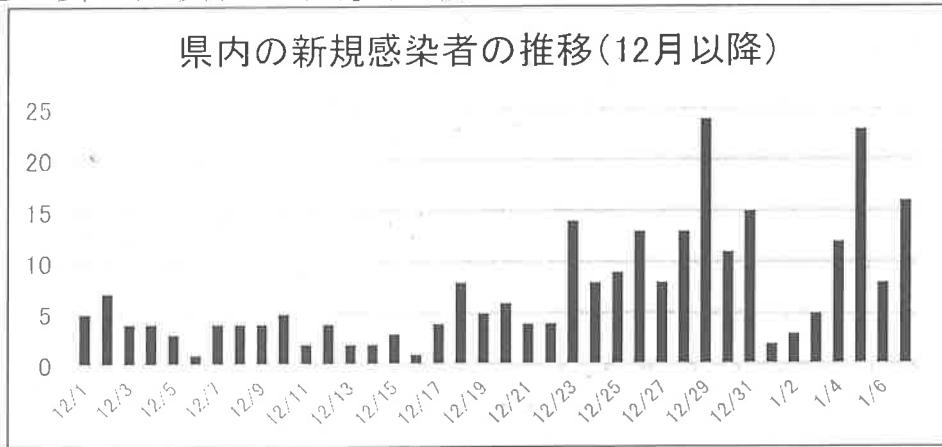
(1) 患者数等

感染者数：656人（うち死亡3人） [入院：101人 宿泊：23人]

(2) 市町別感染者数

下関	95	宇部	59	山口	74	萩	4	防府	21
下松	34	岩国	147	光	15	長門	11	柳井	6
美祢	9	周南	68	山陽小野田	76	周防大島	1	和木	5
上関	1	田布施	6	平生	0	阿武	0	県外	24

※県外在住者については、これまでの帰省先等による市町別では区分が困難となる事例が生じていることから、11/5以降は「県外」欄を設けて集計。※～11/4 県内：207人 県外：17人



(3) PCR等検査 (2/15～1/3)

累計 32,146件 (12/28～1/3 実績 2,380件)

(4) モニタリングの状況

指標	現状値 (県)	(参考) 国分科会が示す 目安の本県への当てはめ	
		ステージ3	ステージ4
① 稼働病床数 (うち、重症者用病床)	1/7 101床(重症2床)	105～210床 確保病床数×25%	211床以上 確保病床数×50%
② 療養者数(入院者数・宿泊療養者数等 を合わせた数)	1/7 124人	200～339人 10万人対15人以上	340人以上 10万人対25人以上
③ 直近1週間のPCR検査陽性率	12/28～1/3 3.0% (72/2,380)	10%以上	
④ 直近1週間の新規感染者数 【人口10万人当たり】	12/30～1/5 66人【4.86人】	200～339人／週 【15～24人】 10万人対15人以上	340人以上／週 【25人以上】 10万人対25人以上
⑤ 直近1週間の新規感染者数の増 加比(その前1週間との比較)	12/30～1/5 0.8(66/87)	直近1週間がその前1週間より 多い(1.0超)	
⑥ 感染経路不明な者の割合	12/30～1/5 27.3% (18/66)	50%以上	

緊急事態宣言が発出されている区域における主な取組等

1 外出の自粛

- ・不要不急の外出・移動自粛の要請(特に20時以降の外出自粛を徹底)

2 イベント等の開催制限

- ・以下の目安を踏まえた規模要件等(人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等)を設定し、要件に沿った開催の要請

人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下の要件に厳格化
(あわせて、20時までの営業時間短縮の働きかけ)

3 施設の使用制限等

- ・飲食店に対する営業時間の短縮の要請
(20時までとする。ただし、酒類の提供は11時から19時まで)
- ・飲食店以外の特措法施行令第11条に規定する施設(学校、保育所をはじめ別途通知する施設を除く)に同様に働きかけ

施設の種類	施設	今回の措置
飲食店	飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テークアウトは除く)	20時までの営業時間短縮(酒類提供は11時から19時まで)
遊興施設等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	

- ・関係機関と連携し、営業時間短縮を徹底するための対策を強化

4 職場への出勤等

- ・「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務(テレワーク)等を強力に推進
- ・事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制

5 学校等の取扱い

- ・学校設置者及び大学等に対し、一律に休業を求めるのではなく、感染防止対策の徹底を要請
- ・大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応
- ・部活動、課外活動、学生寮における感染防止対策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底を要請(部活動における感染リスクの高い活動の制限)

新型コロナウイルス感染症に係る対処方針について(案)

令和3年1月8日
山口県新型コロナウイルス
感染症対策本部
(危機管理チーム)

新型インフルエンザ等特別措置法第32条第3項に基づく緊急事態措置について、1月7日に1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）を対象区域とすることが決定され、緊急事態宣言が発出された。

本県においては、対象区域とされた1都3県への移動自粛を県民に要請するとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の実践を前提として、国や市町等との連携・協力の下、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた取組を推進する。

1 都道府県に求められる措置等の概要

令和2年10月以降、東京や大阪、北海道をはじめとして、全国的に感染拡大の傾向が見られたことから、11月末までとされていた催物等の開催制限が令和3年2月まで延長されるとともに、国のG o T o キャンペーン事業の運用が見直され、全都道府県を対象に事業を一時停止することが決定された。

1月7日には、1都3県を対象区域として、1月8日から2月7日までの期間、緊急事態宣言が発出され、基本的対処方針が変更された。

区分	対象区域（特定都道府県）	期間
特定都道府県	東京都、埼玉県、千葉県、 神奈川県	1月8日～2月7日

【国の基本的対処方針等による主な取組(緊急事態宣言が発出されていない区域)】

- 「新しい生活様式」の社会経済全体への定着を図るとともに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、必要に応じて、外出の自粛、催物の開催制限、施設の使用制限等の要請等を機動的に行うこと。
- 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控える等注意を促すこと。こうした対応が難しいと判断される場合は、帰省や旅行について慎重な検討を促し、特に発熱等の症状がある場合は、これらを控えるよう促すこと。
- 一定規模以上の催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求めること。
- 全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるイベントの事前相談に係る対応を行うこと。
- 事業者に対し、職場における感染防止のための取組や「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促すとともに、業種別ガイドライン等の実践するよう働きかけること。
- 感染拡大予防ガイドラインを遵守している店舗に対しステッカー等を配布して表示する仕組みについて、各地方自治体での導入検討や、既に導入している地方自治体における制度の普及促進を図ること。
- 飲食店等の営業許可の申請・更新等の機会を活用し、地方自治体の窓口等において事業者に対しガイドラインを配布し周知を図ること。
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく通常の立入検査時において、衛生管理基準の遵守徹底に加え、飲食店等がテナントに含まれている場合に、特定建築物所有者等に対しガイドラインを配布し周知を図ること。
- 「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること。

- 感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけること。
- 感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行い、分科会の提言で示された指標を目安としつつ総合的に判断し、各ステージにおいて「講すべき施策」等を踏まえ、地域の実情に応じて、迅速かつ適切に法第24条第9項に基づく措置等を講じるものとすること。

2 本県の対処方針

国の基本的対処方針及び山口県新型コロナウイルス感染状況モニタリング会議の意見等を踏まえ、以下のとおり対応する。

(1) 県民への協力要請

- 受験などやむを得ないものを除き、緊急事態宣言の対象区域への移動は自粛するとともに、対象区域から本県への帰省や旅行等を検討している家族や友人に対し、来県の自粛を働きかけるよう要請。
- 緊急事態宣言の対象区域以外への移動は、移動先の地域の感染拡大の状況や自治体の発する情報に留意して、慎重に判断するとともに、移動する場合には、万全の感染防止対策を講じるよう要請。
- 手洗いの励行、「密閉・密集・密接」のいわゆる「三つの密」を避ける、人と人との距離をとるなど、感染拡大を予防する「新しい生活様式」等を活用した感染防止対策の徹底。
- 県内で感染拡大の傾向が見られる場合には、改めて対策の基本である「三つの密」の回避を徹底するとともに、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを遵守していない飲食店等の利用自粛などの対策を検討。

(2) 事業者・関係団体への協力要請

- 緊急事態宣言の対象区域への出張や、対象区域からの来訪を伴う会議・イベント等の開催を控えるよう働きかけ。
- 時差出勤・在宅勤務(テレワーク)等による3密回避など、感染拡大を未然に防止する対策の徹底。
- 感染拡大予防と社会経済活動の両立に向け、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、事業者が提供するサービスに応じた具体的な感染予防策の実践。
- 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策に取り組む飲食店に対し、新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店のポスターを配付するとともに、県ホームページで取組内容等を周知。
- 飲食店等でクラスター(集団感染)が発生するなど、感染拡大の恐れがある事態が発生した場合は、関連地域・業種での迅速な実態把握と営業時間短縮や休業の要請等の対策を検討。
- 院内・施設内などで感染が発生した場合、適切な感染拡大防止対策を講じるとともに、早期の実態把握及び陽性者等の入院等の迅速な対応によりクラスターの早期封じ込めを実施。

(3) 学校等の対応

ア 公立学校（幼小中高特）

- 子どもたちの学びを保障するために、感染拡大防止に最大限の対策を講じた上で、学校教育活動を継続して実施。
- 市町立の小・中学校、幼稚園及び幼稚園型認定こども園等においては、各地域の実情に応じて、学校教育活動を実施。
- 特に、集団感染のリスクがある、寮・寄宿舎については、感染症対策を徹底。
- 感染症に対する誤解や偏見に基づくいじめや差別を防ぐための啓発活動を強化。

イ 私立学校（幼中高、専修・各種学校）

- 県立学校の対応を踏まえ、各校の実情に応じて、学校教育活動を実施。

ウ 保育所等

- 感染の予防に留意した上で、全ての保育所及び認定こども園（幼保連携型、保育所型）において、開所を継続。

(4) 県有施設、県主催イベント等の取扱い

- 県有施設の運営や県主催イベントの開催に当たっては、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、施設やイベントごとに適切な感染防止対策を徹底。
- 国の定める一定規模以上の催物等の開催について、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期。

＜催物等開催基準＞※国事務連絡より抜粋

時期	収容率	人数上限
9月19日～ 2月28日	<ul style="list-style-type: none">・大声での歓声・声援等がないことが前提としうるもの（クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、展示会等） 100%以内 (席がない場合は適切な間隔)・大声での歓声・声援等が想定されるもの（ロックコンサート、スポーツイベント） 50%以内 (席がない場合は十分な間隔)	<ul style="list-style-type: none">①収容人数 10,000人超 ⇒収容人数の50%②収容人数 10,000人以下 ⇒5,000人 <p>※収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度</p>

※ 飲食を伴うイベントについては、原則「大声での歓声・声援等が想定されるもの」に区分されるが、映画館などイベント中に発声がないものに限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱うことが可能な場合あり。

- 各部局及び市町を通じて、関係する施設管理者やイベント主催者等に対し、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止対策を講じるよう周知。
- 全国的な移動を伴うイベント又はイベントの参加者が1,000人を超えるイベントの事前相談に対応。

- 県内で感染拡大の傾向が見られる場合には、関係市町と十分協議の上、対応を判断。
- 観光振興については、観光施設等の感染防止対策を講じるとともに、旅行者には「新しい旅のエチケット」の実践を促しながら、取組を実施。

(5) 感染状況等の継続的な監視等

- 県内の感染状況を把握するため、専門家で構成する「山口県新型コロナウイルス感染状況モニタリング会議」を設置し、分科会の示す目安を参考に継続的にモニタリングを行い、感染状況のステージを総合的に判断。
- 3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、医療提供体制への負荷が増加し、分科会の示すステージⅢへの移行が見込まれる場合、県民への外出自粛要請等の措置を検討。

<分科会の示すステージの指標>

項目		ステージⅢの指標	ステージⅣの指標
医療提供体制等の負荷	①病床のひっ迫具合 病床全体	<ul style="list-style-type: none"> ・最大確保病床の占有率 1/5 以上 ・現時点の確保病床数の占有率 1/4 以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・最大確保病床の占有率 1/2 以上
	うち重症者用病床	<ul style="list-style-type: none"> ・最大確保病床の占有率 1/5 以上 ・現時点の確保病床数の占有率 1/4 以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・最大確保病床の占有率 1/2 以上
	②療養者数	15 人/10 万人 以上	25 人/10 万人 以上
体制監視	③PCR 陽性率	10%	10%
感染者の発生状況	④新規報告数	15 人/10 万人/週 以上	25 人/10 万人/週 以上
	⑤直近一週間と先週一週間の比較	直近一週間が先週一週間より多い	直近一週間が先週一週間より多い
	⑥感染経路不明割合	50%	50%

(6) 県民・事業者等への情報発信

- 感染拡大を予防する「新しい生活様式」の普及・定着及び適切な感染防止対策の徹底等について、県民や事業者等へ周知。
- 本県のモニタリング指標や全国の感染状況等を情報提供。
- 県民や事業者等への周知・注意喚起に当たっては、県ホームページやSNS、各種メディア等を通じて、重層的に情報を発信。
- 接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード及び利用を周知。

3 感染拡大に備えた対応

(1) PCR等検査体制の強化等

- 保健所への自動遺伝子検査装置の導入や民間検査機関の活用等により、PCR等検査体制を拡充するとともに、地域の診療所等が行う抗原検査を積極的に活用。
- 季節性インフルエンザへの対応も含め、かかりつけ医等の身近な医療機関で相談・診療・検査が提供できる体制を整備。

(2) 医療提供体制の拡充

- 重症・中等症患者向けの病床確保や、軽症者等の宿泊療養施設を確保するなど、一定の感染拡大に対応できる患者受入体制を整備。

(3) 医療用物資の安定供給

- 国が責任を持って確保する医療用物資等については、国の保有状況調査等により、医療機関の在庫状況を把握し、適切に配布するとともに、県としても、感染拡大時に医療機関等へ適切に供給できるよう、マスクや防護服等の医療用物資を備蓄。

(4) GOTOキャンペーンの取扱い

- 本県の感染状況について、分科会の示すステージⅢへの移行が見込まれる場合は、感染拡大地域に係る県のGOTOキャンペーン事業の適用の一時停止要請を検討するなど、各部局が連携して迅速に対応。

県民の皆様・企業の皆様へのお願い

昨日、新型コロナウイルスの感染者が急増している、東京、神奈川、千葉、埼玉の1都3県を対象に、国から、緊急事態宣言が出されました。

新型コロナウイルス感染症は、全国的に感染が拡大しており、本県においても、帰省によるものや、孤発事例が発生し、連日感染が確認されていることから、感染拡大防止には、より一層緊張感を持って、取り組んでいかなければなりません。

県民の皆様、企業の皆様には、引き続き、感染を拡大させないよう、以下の取組について、ご理解とご協力をいただきますようお願いします。

＜県をまたぐ移動についての注意＞

- ◎ このたびの緊急事態宣言を踏まえ、受験などやむを得ないものを除き、対象区域への移動については、自粛を強くお願いします。
- ◎ また、対象区域から、帰省や旅行などで、来県をお考えのご家族やご友人に、皆様から、自粛を強く働きかけていただきますようお願いします。
- ◎ やむを得ず、対象区域から戻られた方や、来県された方は、2週間は体調管理に努めるとともに、体調が優れないときは外出せず休養してください。
- ◎ なお、発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、速やかに受診・相談センターや市町の特別相談窓口に連絡し、医療機関を受診してください。
- ◎ また、緊急事態宣言対象区域以外への移動は、移動先の地域の感染拡大の状況や自治体の発する情報に留意して、慎重に判断いただくとともに、移動される場合には、万全の感染防止対策を講じてください。

＜企業活動におけるお願い＞

- ◎ 対象区域への出張や、対象区域から県内への来訪については、控えていただきますようお願いします。
- ◎ また、対象区域からの来訪を伴う会議やイベント等の開催は控え、メールやテレビ会議などで代替してくださいますようお願いします。
- ◎ 感染予防及び感染拡大防止のため、対象区域への移動があった従業員等に対する健康管理には格別の配慮をお願いします。

＜飲食・会食時の注意＞

- ◎ 会話の際には、マスクを着用し、大人数・長時間での会食には特に注意するなど、感染防止対策を徹底するとともに、新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店など、感染防止対策に取り組む飲食店の利用をお願いします。
- ◎ 飲食店をはじめとする事業者の皆様方には、業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」に基づく感染防止対策を再度徹底してください。

＜感染予防対策の徹底＞

- ◎ 感染を予防するための最も効果の高い対策は、皆様お一人おひとりの感染予防に対する意識です。「新しい生活様式」を実践いただき、3密を避け、「マスクの着用」「手洗い」、「感染リスクが高まる「5つの場面」に注意する」など感染予防対策の徹底をお願いします。

＜感染された方等への差別・偏見の防止＞

- ◎ 新型コロナウイルス感染症に限らず、感染症は誰でもかかる可能性があります。感染者や医療従事者等への差別や偏見は決してあってはなりません。
- ◎ 感染に関して、根も葉もない噂を拡げることは、厳に慎んでください。
- ◎ 経過観察を終え、検査で陰性が確定した方は、他の方に新型コロナウイルスをうつすことはありません。
- ◎ お一人おひとりが相手を思いやる、そうした気持ちを忘れず、冷静な対応をお願いします。

令和3年1月8日

山口県知事 村岡嗣政